

令和2年度
第4回長崎地方最低賃金審議会

異議申出書

厚生労働省
長崎労働局労働基準部
賃金室

資 料 目 次

資料番号	1	異議申出書	1
資料番号	2	本省プレス.....	2

資料番号 1

申出書等

2020年8月24日

長崎労働局長
瀧ヶ平 仁 様

長崎県労働組合総連合（長崎県労連）
議長 乾 哲夫
長崎市恵美須町 2-17
電話 095-828-6176

異議申出書

本年8月7日、長崎地方最低賃金審議会より、長崎県最低賃金を1時間793円と定めるようにとの意見が貴職あて提出され、同日付け長崎労働局一般公示第3号によりその意見の要旨が公示されましたが、最低賃金法第11条第2項及び最低賃金法施行規則第8条の規定に基づき、以下のとおり異議を申し出ます。

【異議の内容】

長崎県最低賃金を1時間793円と定めることに不服です。最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、長崎県最低賃金を、コロナ禍の今だからこそ、生計維持にふさわしい額に引き上げてください。

また、コロナ禍を乗り切るためにも、地元中小企業が賃金引き上げをできるだけの有効な中小企業支援策や経営困難にならないために行う支援措置の強化を政府に求め、生活の先行きに不安を感じている県民・労働者を励ますような答申となるよう、再検討を求めます。

【異議の理由】

1 示された額は、労働者の生活実態からかけ離れた金額です

今回、長崎地方最低賃金審議会から提出された答申は、現在の時間額790円を3円引き上げるというものであり、この3円という引き上げ額は全国で最高額となっています。東京など都市部のいくつかの地方で引き上げが見送られる中、地域間格差を縮める1歩となるものであり、真摯に検討を重ねられた結果であると拝察いたします。

長崎の最低賃金は、県内すべての労働者の賃金と生活にかかわり、長崎の経済の行方を左右する、時の政府による長崎県内に向けた重要な施策です。しかも、コロナ禍でその重要性はますます高まっています。しかし、現実にコロナ禍にあえぐ県内労働者からみれば、「全国最高の」引き上げと言われたところで、昨年より「ゼロが一つ少ない」引き上げ額では、残念ながら、苦しい生活が改善できると実感するにはほど遠いものです。

今回、長崎も含め全国の答申が低額となったのは、そもそも「引き上げ凍結」という使用者側の意向（＝思わく）を中央最低賃金審議会がそのまま結論としたうえで地方に「丸投げ」したことによる大きな要因があると言わざるを得ません。

ところで、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として全国民を対象に支給された10万円の特別定額給付金は、最低賃金近傍で働く労働者にとって、「今の収入にあと10万円があるならば、こんな生活ができる」と実感する機会になったのではないのでしょうか。この、「今の収入にあと10万円」は、全労連、そしてわたしたち県労連が提起している「最賃時給・全国一律1500円」が実現したときの月収にほぼ重なります。

以前、労働問題に取り組む若者グループ「AEQUITAS（エキタス）」が「#最低賃金 1500 円になったら」とのハッシュタグで SNS 上のアンケートを実施しましたが、その中で一番多かった声は「病院に行きたい」、次が「貯金したい」で、そのほかには「ひとり暮らししたい」「ダブルワークやトリプルワークやめたい」「地元に戻る」「自分のことを好きになれる人が増える」等だったとのことです。今回の給付金で、この中のいくつかを実現させ、最低賃金時間額 1500 円がもたらす暮らしを実感した労働者は少なくなかったことと思います。

また、日々の生活に不安を抱える労働者がいる一方で、このコロナ禍にあっても上場企業の 3 月末決算は黒字、大企業の内部留保に至っては前年同期比で 19 兆円も増えています。最低賃金の大幅な引き上げは、政府が本気になって旗を振り、手を尽くせば今の段階でも十分可能であり、そのことが、コロナ禍の経済悪化から脱して地域循環型経済をつくるベースにもなりうると考えます。

今はコロナ禍という非常時にあり、労働者の厳しい生活実態を考慮のうえ、今一度の検討を求めるものです。

2 コロナ禍の経済悪化から脱するための、具体的な提言が求められます

長崎県労連、そして上部団体である全労連は、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、最低賃金の重要性が増していることを訴えてきました。また、当事者からの切実な声も、先日の意見陳述でお伝えしたとおりです。

内部留保をため込んでいる大企業を除けば、コロナ禍の経済状況にあって賃上げが容易でないことは理解します。だからこそ、政府が本気になって、前例に囚われない、更に大胆な中小企業支援策や、単にお金をばらまくだけではない、実効性のある経済政策の更なる強化を打ち出すべきであり、その事を、最低賃金審議会としても答申の中で強く言及すべきであると思います。

そもそも、最低賃金は政府の政策決定であり、審議会は、政策決定にかかる議論を行う機関ですから、単に最低賃金の改定額とその理由を答申するだけではなく、「最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえ」たうえで、求めるべき日本や長崎の経済のあり方についても検討し、政府に対し「地方の声」強く発信していただきたいと考えます。

以 上



本省プレス

報道関係者 各位

令和2年8月21日

【照会先】

労働基準局 賃金課

課 長 大塚 弘満

副主任中央賃金指導官 水島 康雄

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5531、5546)

(直通電話) 03(3502)6758

すべての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました ～40県で最低賃金を引き上げ、答申での全国加重平均額は902円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が、本日までに答申した令和2年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」という。）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、7月22日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」などを参考として、各地方最低賃金審議会にて調査・審議した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続きを経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月上旬までの間に順次発効される予定です。

【令和2年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・最低賃金の引上げを行ったのは40県で、1円～3円の引上げ
（引上げ額が1円は17県、2円は14県、3円は9県）
- ・改定後の全国加重平均額は902円（昨年度901円）
- ・最高額（1,013円）と最低額（792円）の金額差は、221円（昨年度は223円）
- ・最高額に対する最低額の比率は、78.2%（昨年度は78.0%）

（別紙）令和2年度 地域別最低賃金額答申状況

（参考）地域別最低賃金の改正手続の流れ

令和2年度 地域別最低賃金 答申状況

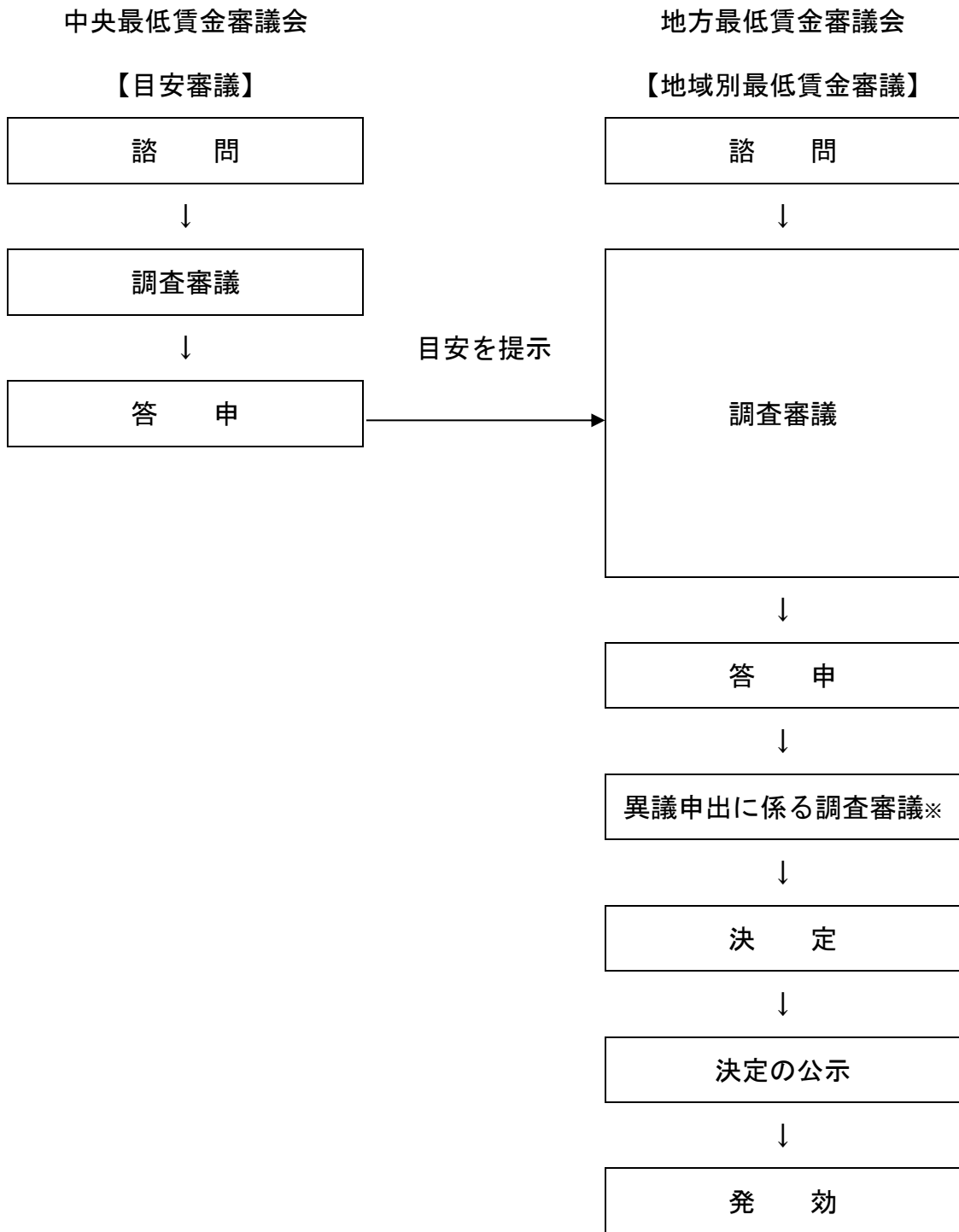
都道府県名	ランク	改定額【円】 (※1)		引上げ額【円】	発効予定年月日 (※2)
北海道	C	861	(861)	- (※3)	- (※3)
青森	D	793	(790)	3	2020年 10月3日
岩手	D	793	(790)	3	2020年 10月3日
宮城	C	825	(824)	1	2020年 10月1日
秋田	D	792	(790)	2	2020年 10月1日
山形	D	793	(790)	3	2020年 10月3日
福島	D	800	(798)	2	2020年 10月2日
茨城	B	851	(849)	2	2020年 10月1日
栃木	B	854	(853)	1	2020年 10月1日
群馬	C	837	(835)	2	2020年 10月3日
埼玉	A	928	(926)	2	2020年 10月1日
千葉	A	925	(923)	2	2020年 10月1日
東京	A	1,013	(1013)	-	-
神奈川	A	1,012	(1011)	1	2020年 10月1日
新潟	C	831	(830)	1	2020年 10月1日
富山	B	849	(848)	1	2020年 10月1日
石川	C	833	(832)	1	2020年 10月7日
福井	C	830	(829)	1	2020年 10月2日
山梨	B	838	(837)	1	2020年 10月8日
長野	B	849	(848)	1	2020年 10月1日
岐阜	C	852	(851)	1	2020年 10月1日
静岡	B	885	(885)	-	-
愛知	A	927	(926)	1	2020年 10月1日
三重	B	874	(873)	1	2020年 10月1日
滋賀	B	868	(866)	2	2020年 10月1日
京都	B	909	(909)	-	-
大阪	A	964	(964)	-	-
兵庫	B	900	(899)	1	2020年 10月1日
奈良	C	838	(837)	1	2020年 10月1日
和歌山	C	831	(830)	1	2020年 10月1日
鳥取	D	792	(790)	2	2020年 10月2日
島根	D	792	(790)	2	2020年 10月1日
岡山	C	834	(833)	1	2020年 10月1日
広島	B	871	(871)	-	-
山口	C	829	(829)	-	-
徳島	C	796	(793)	3	2020年 10月3日
香川	C	820	(818)	2	2020年 10月1日
愛媛	D	793	(790)	3	2020年 10月3日
高知	D	792	(790)	2	2020年 10月3日
福岡	C	842	(841)	1	2020年 10月1日
佐賀	D	792	(790)	2	2020年 10月2日
長崎	D	793	(790)	3	2020年 10月3日
熊本	D	793	(790)	3	2020年 10月1日
大分	D	792	(790)	2	2020年 10月1日
宮崎	D	793	(790)	3	2020年 10月3日
鹿児島	D	793	(790)	3	2020年 10月3日
沖縄	D	792	(790)	2	2020年 10月3日
全国加重平均		902	(901)	1	-

※1 括弧内の数字は、改訂前の地域別最低賃金額

※2 発効予定年月日は、異議申立てがなかった場合の日付

※3 地域別最低賃金について、現行どおりとの答申があった場合には、当該地域の労働局長は改正決定を行わない。

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催